

道路用碎石取扱基準（新旧対照）

（目的）

- 1 この基準は、静岡市内の道路用碎石生産施設（以下「生産施設」という。）で製造し、静岡市が使用する道路用碎石の検査及び品質管理試験等に関する必要な事項を定め、もって、道路用碎石の適正な品質を確保することを目的とする。

（適用範囲）

- 2 静岡市が発注する工事に使用する道路用碎石の内、静岡市内の生産施設で製造する道路用碎石はこの基準によるものとする。

（道路用碎石の種類）

- 3 道路用碎石とは、クラッシュラン、粒度調整碎石、単粒度碎石、スクリーニングス及びダストをいう。

（使用承諾等の申請）

- 4 道路用碎石の使用承諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙1及び別紙2の申請書、道路用碎石の使用承諾を受けた者が廃止等する場合は、別紙3の廃止等届書（以下「申請書等」という。）に資料を添付して、静岡市建設局土木部技術政策課長（以下「技術政策課長」という。）に2部提出しなければならない。

技術政策課長は、申請書等の提出を受けたときは、その1部を静岡市建設局道路部道路保全課長（以下「道路保全課長」という。）に送付し、1部は静岡市建設局土木部技術政策課（以下「技術政策課」という。）の控えとする。

（審査等）

- 5 技術政策課長及び道路保全課長は、申請があつたときはこれを審査し、届書についてはこれを確認した上、受理するものとする。

審査方法は、書類の検査、生産施設の現地検査及び道路用碎石の品質管理試験とする。

（検査）

- 6 検査は技術政策課の検査員と静岡市建設局道路部道路保全課（以下「道路保全課」という。）担当員の立会いのもと以下項目について実施し、品質管理試験用碎石（以下「試料碎石」という。）を採取する。

（1）書類の検査

- ① 採取計画認可書、採掘に関する認可書の認可期間並びに採取、採掘範囲及び内容の確認
- ② 生産工程に関するフロー図の確認
- ③ 試験室器具に関する書類の確認
- ④ 自主検査試験結果書及び品質管理項目における数値の確認
- ⑤ はかりの検査成績書確認
- ⑥ その他必要書類の確認

(2) 生産施設の現地検査

- ① 生産工程フロー図との整合確認
- ② 生産施設の安全対策確認
- ③ 製造物における不純物等の混入確認
- ④ 整理整頓状況確認
- ⑤ はかりの検査シール確認
- ⑥ その他書類との整合確認

(品質管理試験)

7 申請者は、「前項」により採取した試料砕石の品質管理試験を第三者に行わせるものとする。

(試験項目及び規格値)

8 道路用砕石の品質管理試験項目と規格値については下表のとおりとする。

(道路用砕石の試験項目及び規格値)

品 名	項 目	試験方法	規格値	備 考
クラッシュラン	骨材のふるい分け	JIS A 1102	土木工事共通仕様書の粒度範囲内	
	塑性指数	JIS A 1205 0.425mm 7 μ 通過分	6 以下	
	修正 C B R	舗装調査・試験法便覧 E001	3 0 以上	等値換算係数=0.25 の場合
	表 乾 密 度	JIS A 1110	2.45 以上	瀝青安定処理に用いる値
	吸 水 率	JIS A 1110	3.0%以下	
	すり へ り 減 量	JIS A 1121	40.0%以下	
粒調砕石	骨材のふるい分け	JIS A 1102	土木工事共通仕様書の粒度範囲内	
	塑性指数	JIS A 1205 0.425mm 7 μ 通過分	4 以下	
	修正 C B R	舗装調査・試験法便覧 E001	80.0%以上	
	すり へ り 減 量	JIS A 1121	40.0%以下	
	安定性損失量	JIS A 1122	20.0%以下	
	破 碎 面	4.75mm 以上	60%以上が2つの破砕面	原材料が玉石の場合
単粒砕石	骨材のふるい分け	JIS A 1102	土木工事共通仕様書の粒度範囲内	
	表 乾 密 度	JIS A 1110	2.45 以上	
	吸 水 率	JIS A 1110	3.0%以下	
	すり へ り 減 量	JIS A 1121	30.0%以下	
	安定性損失量	JIS A 1122	12.0%以下	
	軟——石——量	舗装調査・試験法便覧 A007	5.0%以下	注—1—)
	扁 平 率	4.75mm 以上	10.0%以下	
	粘 土 塊 量	JIS A 1137	0.25%以下	
	破 碎 面	4.75mm 以上	40%以上が2つの破砕面	原材料が玉石の場合
スクリーニングス	骨材のふるい分け	JIS A 1102	土木工事共通仕様書の粒度範囲内	
	塑性指数	JIS A 1205 0.425mm 7 μ 通過分	N. P	
	表——乾——密——度	JIS A 1109	2.45 以上	
	吸——水——率	JIS A 1109	3.0%以下	
原 石：砕石の原石は、硬質の玄武岩・安山岩・石英粗面岩・砂岩・石英岩若しくはこれに準ずる材質の岩石または砕石の最大粒径の3倍以上の玉石とする。 品 質：1) 細長く薄っぺらな石片の有害量を含んではならない。 2) 強硬、耐久的及び均等質であり、軟らかいまたは崩れやすい石片の有害量を含んではならない。 3) 清浄であり、ごみ、泥、有機物などの有害量を含んではならない（単粒砕石）。 4) 水やごみ、泥などの有害量を含んではならない（スクリーニングス）。 注1) 軟石量試験のうち、単粒砕石7号については対象外とする。ただし、単粒砕石7号のみ申請する場合は対象とする。				

(品質管理試験結果書の提出)

- 9 申請者は、別紙 4 に試料碎石の品質管理試験結果書を添付してすみやかに技術政策課長に 2 部提出するものとする。

(書類の送付)

- 10 技術政策課長は、申請書等及び品質管理試験結果書の提出を受けたときは、その 1 部を道路保全課長に送付し、1 部は技術政策課の控えとする。

(審査結果の通知)

- 11 技術政策課長は、審査終了後すみやかに審査の結果を申請者に通知する。

(審査時期及び審査の省略等)

- 12 審査は、定時審査と随時審査とし、定時審査は原則として隔年実施するものとし、使用承諾の有効期間は 2 年とする。ただし、国土交通省、静岡県及びその他の公共機関（財団法人、中日本高速道路株式会社を含む。）が過去 2 年以内に検査・品質試験等を実施している場合は審査を省略することができる。

随時審査は使用承諾等の申請があった場合に適時審査を実施するものとし、使用承諾の有効期間は、原則として当該定時審査による使用承諾の期限までとする。

(自主検査)

- 13 道路用碎石の使用承諾を受けた者は、「道路用碎石自主検査試験結果書の作成について」別表の道路用碎石品質管理試験項目に定める自主検査試験を実施し、自主検査試験結果書を作成するものとする。~~ただし、前項の定時審査が実施される年度における年 1 回の自主検査試験については、これを要しない。~~

自主検査試験結果書の様式及び提出、保存等についても、「道路用碎石自主検査試験結果書の作成について」によるものとするは別に定める。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 5 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、令和元年 5 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、令和元年 11 月 1 日より適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日より適用する。